

# プレハブ住宅コーディネーター

Prefabricated Housing Coordinator

## 平成28年度 プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請 Web会社担当者用案内

### プレハブ住宅コーディネーター資格更新について

プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請は、既に「プレハブ住宅コーディネーター」として認定され、当協会に登録されている有資格者が、その資格を再度更新するためのものです。書類審査の上、更新を認める者を「プレハブ住宅コーディネーター」として、再登録いたします。

### プレハブ住宅コーディネーター教育テキストについて

住まいづくりに欠かせない知識を得るための「プレハブ住宅コーディネーター教育テキスト」をご購入いただけます。このテキストは、第12版として平成27年4月に改定されたもので、住宅知識を習得することができ、日常業務でも活用いただける内容になっています。

**プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請については以下のとおり実施いたします。**

### **<申請資格について>**

本申請の対象者は、次の有資格者とします。

(2回目更新対象者)

- (1) 平成22年度又は23年度に行われた更新講習会を受講し更新認定を受け、有効期間満了日が平成29年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成28年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成27年3月31日の者。

(3回目更新対象者)

- (1) 平成23年度に更新(2回目)認定を受け、有効期間満了日が平成29年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成28年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成27年3月31日の者。

(4回目更新対象者)

- (1) 平成23年度に更新(3回目)認定を受け、有効期間満了日が平成29年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成28年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成27年3月31日の者。

(5回目更新対象者)

- (1) 平成23年度に更新(4回目)認定を受け、有効期間満了日が平成29年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成28年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成27年3月31日の者。

### **<受講申込みについて>**

#### 1. 申込受付期限

平成29年2月15日(水)

#### 2. 申込みの手続きについて

Webシステムによるご案内、申込み等を実施しています。講習会案内は、協会本部より会員企業、会員企業または販社の担当者より受講者にそれぞれメールにて送られます。講習会はメール案内文に記載する案内に従い、Webシステム上で申込みをお願いします。尚、下記URLからマニュアルもご覧頂けますのでご対応下さい。

会員企業用：[http://www.kyomu.purekyo.or.jp/content/member\\_help](http://www.kyomu.purekyo.or.jp/content/member_help)

販社用：[http://www.kyomu.purekyo.or.jp/content/hansya\\_help](http://www.kyomu.purekyo.or.jp/content/hansya_help)

受講者用：[http://www.kyomu.purekyo.or.jp/content/user\\_help](http://www.kyomu.purekyo.or.jp/content/user_help)

＜申込み手続きの際の注意事項＞

個人票(様式第3-3)は、Webシステムにて受講者が各自でフォーム入力の上、出力印刷して頂きます。

個人票(様式第3-3)の写真は、24mm×30mm、無帽、無背景、上半身正面(最新6ヶ月以内)の写真1葉を所定の位置にのり付けをして頂きます。

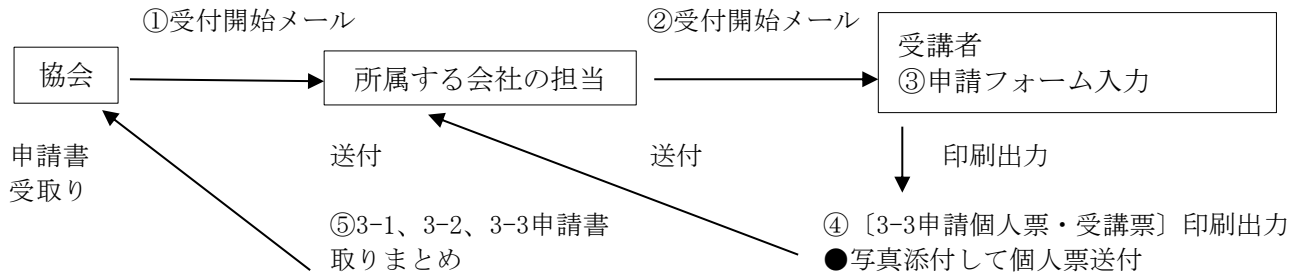
個人票は所属する会社の担当へ送付頂くことになります。

注) スナップ写真は不可、証明写真に限ります。

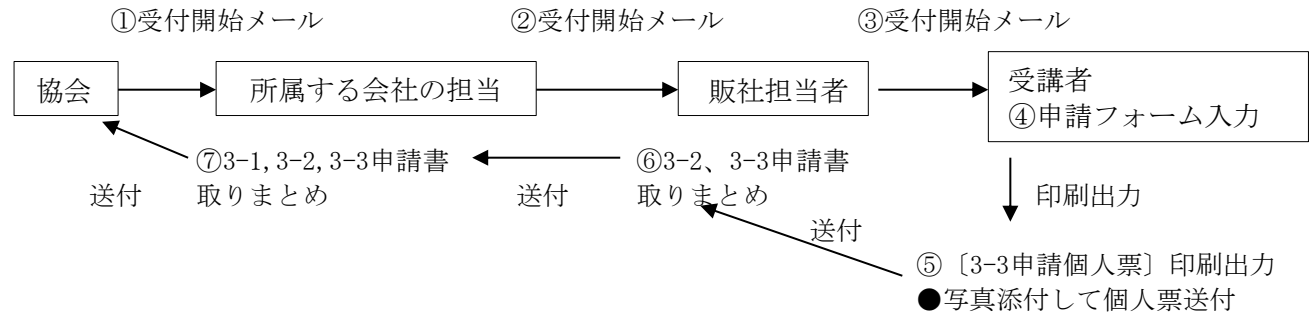
認定証作成の際にサイズ、背景等による不具合を生じた場合は、写真の再送をお願いすることがあります。

＜Webシステムのフロー＞

◎直販企業の場合



◎販社担当経由の場合



3. 申請料

申請者1人当たり3,240円(登録料及び消費税含みます)

申込みと同時に支払ってください。

銀行振込の場合は以下のとおりです

みずほ銀行 新橋中央支店 一般社団法人 プレハブ建築協会  
普通預金口座(1032334)へお願いします。  
※振込手数料は、貴社にてご負担願います。

＜プレハブ住宅コーディネーター教育テキストの申込について＞

前回更新時から5年が経過し、その間住宅環境も大きく変化しております。プレハブ住宅コーディネーター教育テキストを改定し平成27年4月に第12版を発行致しました。2回目以後の更新時には講習会はありませんが、最近の住宅知識を習得する手立てとしてご活用いただけますので、ご検討ください。

1冊につき2,160円の費用がかかります。

購入部数をお取りまとめの上、申請書(様式第3-1)にご記入下さい。請求書を同封の上、3月中にご送付申し上げます。

## <認定証の交付について>

認定証の交付について

資格認定審査の結果、更新（2回目以降）の認定者には、新たに認定証を交付致します。

注）更新（2回目以降）の認定者及び資格を抹消した方の旧認定証は、各社の教務担当者がとりまとめの上、処分の程よろしく願います。

申込先及び問合せ先

一般社団法人 プレハブ建築協会 教務部（担当：金森、新村、中島）

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-3-13 M&Cビル5F

T E L 03 (5280) 3121 F A X 03 (5280) 3127

以上